

《別表：再就職準備金に係る返還免除対象業務について》

○貸付けにあたり、介護福祉士等の資格を有したうえで、下表（1）「対象となる介護保険サービス」事業所にて介護職員等として実務経験を1年以上有する必要があります。

【雇用期間：通算365日以上かつ介護等の業務に従事した日数：180日以上】

○貸付けにあたり、兵庫県内において、下表（1）「対象となる介護保険サービス」事業所にて介護職員等として再就職する必要があります。

| (1) 対象となる介護保険サービス | |
|--------------------|----------------------|
| ①（介護予防）訪問介護 | ⑫看護小規模多機能型居宅介護 |
| ②夜間対応型訪問介護 | ⑬（介護予防）認知症対応型共同生活介護 |
| ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ⑭介護福祉施設サービス |
| ④（介護予防）訪問入浴介護 | ⑮地域密着型介護老人福祉施設サービス |
| ⑤（介護予防）通所介護 | ⑯（介護予防）短期入所生活介護 |
| ⑥地域密着型通所介護 | ⑰介護老人保健施設サービス |
| ⑦（介護予防）通所リハビリテーション | ⑱（介護予防）短期入所療養介護（老健） |
| ⑧（介護予防）特定施設入居者生活介護 | ⑲介護療養施設サービス |
| ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護 | ⑳（介護予防）短期入所療養介護（病院等） |
| ⑩（介護予防）認知症対応型通所介護 | ㉑第1号訪問事業 |
| ⑪（介護予防）小規模多機能型居宅介護 | ㉒第1号通所事業 |
| (2) 対象となる職種 | |
| ①介護職員 | ②訪問介護員 |

【参考】対象外となるサービス

- ・（介護予防）訪問看護
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）訪問リハビリテーション
- ・ 特定（介護予防）福祉用具販売
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

【参考】対象外となる職種

- ・ 管理者
- ・ サービス提供責任者
- ・ 介護支援専門員
- ・ 生活相談員
- ・ 事務員
- ・ 調理員
- ・ 運転手 等

※上記の他、障がい者施設における介護業務、住宅型有料老人ホームのみの介護業務（併設の通所介護等の業務は該当）も対象外となります。